

はじめに

三重県では、防犯カメラを設置する際の参考としていただくため、

■防犯カメラを設置するときに**最低限守らなければならないこと**は何か

■**どんなことをポイント**にして防犯カメラを選んだり、設置する場所を決めるのか

■実際に防犯カメラを設置するには、**何から始めればよいのか**

という視点で、平成28年2月「**三重県防犯カメラ設置ガイドブック**」を作成しました。

犯罪の抑止や事件・事故の解決に大きな効果があるといわれる「防犯カメラ」を設置してみませんか！！



防犯ミエ丸

防犯カメラの「定義」

- 犯罪の防止を目的として設置するもの
- 不特定かつ多数の人を撮影するカメラで特定の場所に継続して設置するもの
- 特定の個人を判別できる画像を表示する、又はその画像を記録する機能を有するもの

防犯カメラの「効果」

- 犯罪の抑止** ▶ 犯罪を行おうとする者に「見られている」という意識を植えつけ、犯行を思いとどまらせる
- 安心感の醸成** ▶ その場所を利用する人々や地域住民に対して安心感を与え、犯罪に対する不安感を緩和する
- 事件・事故の解決** ▶ 事件や事故が発生した場合には、画像データが解決の手がかりとなる
- 環境の整備** ▶ 性犯罪やその前兆である声掛け・つきまとい等から子どもや女性を守るための環境整備につながる

防犯カメラの設置例（場所別）

駐輪場・公園・通学路

犯罪の種類と傾向

- 自転車盗
- オートバイ盗
- 器物損壊
- 部品ねらい
- 声掛け、つきまとい
- ちかん
- 誘拐



強化ポイント

【駐輪場】

- 駐輪場内や出入口付近の車両や人物の動きがわかるように設置

【公園】

- 大型遊具やその周辺を撮影できる場所に設置

【通学路】

- 人家、店舗等が少なく、人通り、交通量が少ない道路に設置
- 高い塀やうっそうとした樹木がある道路に設置

駐車場

強化ポイント

- 出入りに車両やナンバー、人の顔を特定できるよう設置
- 車路・駐車スペースはできるだけ死角がなく、車両や人物の動きが分かるように設置
- 夜間撮影可能な赤外線照明付きカメラ等を使用
- 精算機・料金所には人物が特定できるように設置



商店街

強化ポイント

- 対向配置によって、できる限り死角ができないように設置
- 特に道が交差する場所等、人の往来が多いと思われる場所に設置



【お問い合わせ先】



三重県環境生活部くらし・交通安全課くらし安全班

電話：059-224-2664 FAX：059-228-4907

三重県

E-メール：anzen@pref.mie.jp HP：<http://www.pref.mie.lg.jp/BOUHAN/index.htm>

「ガイドブック（全体版）」は
ここからダウンロード可能です



防犯カメラを設置する手順

手順
①

事前に調査を行うべし

- ☆周辺地域で事故や犯罪が発生していないか、確認します。
- ☆周辺地域で、「危ない」「不安に感じる」場所がないか確認します。
- ☆防犯上の死角になっている場所はないか確認します。



手順
②

設置場所、撮影範囲を考えるべし

☆手順①で確認したことをふまえて、防犯カメラを設置する場所を決めます。

- 通学路（公園の近くの道路、地下道、トンネル等）
- 子どもがよく利用する公園（植栽の植え込み、トイレ周辺等）
- 駅周辺（駐輪場の出入口、駅に通じる道路等）

☆防犯カメラを設置する場所は、まず、公道以外の場所で検討します。

手順
③

管理責任者、操作取扱者を決めるべし

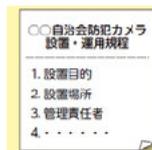
☆防犯カメラの設置者は、防犯カメラの保守管理、画像データの情報漏えい防止等に配慮するため、管理責任者を決める必要があります。

※通常管理責任者が防犯カメラの操作も行うが、必要に応じて操作取扱者を別に指定することも可能

☆管理責任者は防犯カメラ設置計画を地区住民に説明し、設置の同意を得る事が必要です。

☆ガイドブック巻末掲載の例を参考に、「防犯カメラ設置・運用規程」を作成しましょう。

☆防犯カメラが設置された後は、カメラに関する苦情対応も管理責任者の重要な役割です。



手順
④

設置計画をたてるべし

☆設置の目的、効果、撮影範囲、設置場所・費用、管理運営方法、体制などについて、計画をたてます。

☆設置費用については、業者から見積もりを取ります。（また、自治体からどのような補助が受けられるかを確認します。）

手順
⑤

住民への説明を行うべし

☆設置計画の内容を地区の住民、関係者に事前に説明します。

☆なぜ設置が必要か、どこへ設置すべきか、費用はどのくらいかかるのか、画像データの取扱はどうするのかを具体的に説明し、同意を得なくてはなりません。



手順
⑥

必要な手続を行うべし

☆設置場所（土地、建物、柱等）の所有者（管理者）の同意（許可）が必要です。

☆道路で設置工事を行う場合は管轄警察署の道路使用許可が必要です。

☆電柱、防犯灯に設置する場合は、それぞれの管理者に早めに相談をしましょう。

手順
⑦

動作確認、設置の表示を行うべし

☆動作確認を行います。（パスワード設定が必要な場合は、他人に推測されない適切なパスワードを設定してください。）

☆画像を確認し、撮影範囲の調整を行います。

☆「防犯カメラ作動中」等の看板を取り付け、防犯カメラが設置されていることを表示します。

